

第3号様式

第1回船橋市図書館指定管理者選定委員会会議録

(令和8年7月28日作成)

- 1 開催日時 令和8年6月16日(火) 午後2時00分～午後4時15分
- 2 開催場所 船橋市西図書館 3階 多目的室
- 3 出席者 (1) 委員 石川委員長 齋藤委員、鎌田委員、清水委員、青島委員、
村岸委員、岡崎委員
(2) 事務局 鈴木生涯学習部長、柴山西図書館長、唯野西図書館館長補
佐、岡本西図書館企画事業係長、井上西図書館主任主事
- 4 欠席者 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
議題
(1) 委員長及び職務代理者の選出について(公開)
(2) 今後のスケジュールについて(公開)
(3) 指定管理者募集要項等について(※一部非公開)
(4) 指定管理者候補者選定方法・評価基準の決定について(※非公開)
※議題(3)及び(4)の審議内容に船橋市情報公開条例第7条に該当する不
開示情報を審議することから同条例第26条第2号に該当するため
- 6 傍聴者数 なし
- 7 決定事項
(1) 委員長及び職務代理者の選出について
委員の互選により、石川委員が委員長に選任された。
また、石川委員長より鎌田委員が職務代理者として指定された。
(2) 今後のスケジュールについて
事務局から今後のスケジュールについて説明し、審議のうえ、スケ
ジュールが承認された。
(3) 指定管理者募集要項等について
事務局から指定管理者募集要項等の案について説明し、審議のうえ、
募集要項が承認された。
(4) 指定管理者候補者選定方法・評価基準の決定について
事務局から指定管理者候補者の選定方法及び評価基準の案について
説明し、審議のうえ、選定方法及び評価基準が決定された。

8 議事

○事務局（西図書館館長補佐）

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまより、第1回船橋市図書館指定管理者選定委員会を開催いたします。私は、本日司会を務めさせていただきます西図書館館長補佐の唯野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様には選定委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。お机には委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

資料は、「会議次第」、「席次表」、「委員名簿」、「第3期指定管理者選定スケジュール（案）」とあります。また、委員の皆様には事前にお配りしております灰色のフラットファイル「船橋市図書館指定管理者募集要項等（案）」でございますが、こちら、添付資料の一部を修正させていただきましたので、修正後の資料を机に置かせていただいております。資料は、添付資料5「物品一覧」の3ページでございます。こちらは、表のNo.106の「拡大読書器」を追加いたしましたので、ご確認ください。また、参考資料といたしまして、「令和7年度図書館要覧」「第二次船橋市図書館サービス推進計画」「第四次船橋市子供の読書活動推進計画」、こちらの冊子を3冊お配りしております。

配付資料は以上でございます。不足等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

なお、本日は第1回の委員会ですので、委員長選任までにつきましては、このまま事務局で進行させていただきます。

それでは、続きまして委員の皆様より、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。お配りしております委員名簿の順に、石川委員からお願いいたします。

○石川委員

皆さん、こんにちは。十文字学園女子大学の石川と申します。大学では、主には図書館文化史や図書館の司書課程の担当をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤委員

船橋市内で税理士をしております齋藤忠広と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田委員

鎌田と申します。白井市立図書館に勤務しております。よろしくお願いいたします。

○清水委員

船橋市図書館協議会に参加させていただいております清水です。よろしくお願い致します。

○青島委員

青島です。船橋市の地域文庫連絡会から来ました。よろしくお願いいたします。

○村岸委員

村岸純です。私も大学で司書課程を教えております。ただ、今回は公募の市民という立場ですので、それに参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（西図書館館長補佐）

なお、岡崎委員につきましては、遅刻する旨のご連絡をいただいておりますことをご報告いたします。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局出席者紹介）

それでは、本日の会議は、委員定数7名に対し7名全員に出席いただきますことから、船橋市図書館指定管理者選定委員会設置要綱第5条の2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、先ほども申し上げましたが、岡崎委員におかれましては、二、三十分遅れるとのご連絡をいただいております。

次に、会議の公開・傍聴についてご説明させていただきます。

本会議につきましては、議題（1）「委員長及び職務代理者の選出について」及び議題（2）「今後のスケジュールについて」は、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

議題（3）「指定管理者募集要項等について」の一部、及び議題（4）「指定管理者候補者選定方法・評価基準について」につきましては、船橋市情報公開条例第7条第5号の定めに該当する不開示情報がありますため、非公開といたします。なお、非公開の審議の前に傍聴人にはご退出いただくこととなっております。

続きまして、傍聴人について報告いたします。

傍聴につきましては、傍聴者定員を3名として、市のホームページに掲載させていただきました。本日受付をいたしましたが、傍聴希望はありませんでした。

それでは、議題に移る前に、改めまして指定管理者制度と本委員会の役割につきまして、西図書館長からご説明させていただきます。

○西図書館長

館長の柴山でございます。委員会の概要等について、ご説明をさせていただきます。

まず、指定管理者制度は、市が管理する公の施設の管理運営を民間事業者に一括して委任する制度でございます。この制度の目的といたしましては、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するために、民間の創意工夫やノウハウを生かして住民サービスの向上を図るとともに、管理運営の効率化を図ることとでございます。

続きまして、本委員会の役割でございますが、本委員会は現在、指定管理者が管理運営を行っている船橋市中央図書館・東図書館・北図書館について、令和9年度からの新

たな指定管理者の候補者を選定することを目的としております。

委員会の主な所掌事務は、次のとおりとなります。船橋市図書館指定管理者選定委員会設置要綱第2条に規定しておりますので、読み上げをさせていただきます。

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

(1) 指定管理館の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること。

(2) 指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること。

以上の2点でございます。

皆様のご協力の下、よりよい指定管理者候補者の選定ができればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西図書館館長補佐）

それでは、議題（1）「委員長及び職務代理者の選出について」に移らせていただきます。

委員長は、船橋市図書館指定管理者選定委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員の互選により決定することとしております。また、職務代理者は、委員長が欠けた場合等にその職務を代理する者であり、委員長があらかじめ指定する委員となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、どなたか委員長の立候補またはご推薦いただけますでしょうか。

青島委員、お願いします。

○青島委員

先ほど紹介してくれた先生で、図書館学についても現役でいらっしゃる石川先生がよろしいんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございます。石川委員というご推薦がありましたが、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（西図書館館長補佐）

石川委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○石川委員

はい、ありがとうございます。

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございます。それでは、石川委員に委員長をお願いいたします。

石川委員、お席の移動をお願いいたします。

（石川委員、委員長席へ移動）

○事務局（西図書館館長補佐）

それでは、石川委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○石川委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。ただいま委員長にご推薦いただきました。今回、指定管理者選定ということで、委員の皆さんから、ぜひ忌憚ないご意見やご質問を賜れればと思っております。

船橋市の図書館の歴史を振り返ると、戦後初期に市役所に図書館が設立されまして、その後、地域の子供たちの文庫活動や配本所の設置、そして、移動図書館の設立など、そういった全域サービスということで、市民と一緒に図書館がつくられていった、そういう歴史をお持ちなのかなと思っております。

私は、千葉県のこういった会議に初めて参加させていただきまして、こういう高いところから大変恐縮ではあるのですが、委員の皆様から船橋の歴史などもご教示をいただきながら、会議の進行を務めさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西図書館館長補佐）

ありがとうございました。

それでは、船橋市図者館指定管理者選定委員会設置要綱第5条第1項の規定に基づきまして、以降の議事進行は委員長をお願いいたします。

○石川委員長

これから議事進行をさせていただきますが、初めに事務局から説明がありましたとおり、職務代理者につきましては、あらかじめ委員長が指定するということでございますので、私のほうから提案をさせていただきたいと思います。

過去に白井市図書館長を務められ、図書館運営に見識のある鎌田委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石川委員長

ありがとうございます。

鎌田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○鎌田委員

はい、お引き受けいたします。

○石川委員長

ありがとうございます。

それでは、職務代理者は鎌田委員をお願いいたします。鎌田委員、よろしければ、一言ご挨拶をいただければと思います。お願いいたします。

○鎌田委員

白井市立図書館に勤務しております鎌田と申します。船橋に隣接しておりまして、隣

の小さな市です。大体10分の1ぐらいの人口でやらせていただいております、バブルの後に計画したので本館自体はすごく大きいのですが、今諸処の事情があつて、だんだん「しゅーっ」という感じの状態になっております。

以上です。

○石川委員長

よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、皆さん、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

(1)「委員長及び職務代理者の選出について」は、今終わったところでございます。

続きまして、議題の(2)「今後のスケジュールについて」、事務局より説明をお願いいたします。

○西図書館企画事業係長

西図書館企画事業係長、岡本です。

それでは、今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。お配りしております資料「第3期指定管理者選定スケジュール(案)」をご覧ください。

本選定委員会は、3回の会議の開催を予定しております。

まずは、本日、第1回指定管理者選定委員会でございます。

募集要項等の配布につきましては、6月23日から開始いたします。配布は、市のホームページから行います。紙資料での配布はございません。

なお、募集要項等の記布につきましては、市の広報紙「広報ふなばし」6月1日号に掲載しております。

次に、申請者説明会を6月30日に、同日と翌7月1日に現地見学会を開催いたします。

募集要項等に対する質疑の受付を7月1日から7月8日まで行い、質問の回答を7月14日に行います。

質問回答の翌日、7月15日から8月14日までが申請期間となります。

申請期間終了後、8月中旬～9月上旬にかけて、事務局による申請者の事前資格審査及び選定委員による事前書類審査を行います。

その後、第2回選定委員会として、書面審査を9月中旬、第3回選定委員会として面接審査を10月上旬に予定しております。

11月に指定議案を提出し、市議会での議決後に、協定書の締結や業務引継を行いついて、来年、令和9年4月から、選定された指定管理者による業務の開始となります。

会議の具体的な日にちは、今後決定させていただきます。また、7月に選定委員の皆様向けに、中央図書館・東図書館・北図書館の3館を回る現地見学会を実施する予定です。こちらの参加は任意となります。本日の会議終了後、メールにて参加希望の有無及び日程調整についてご連絡いたしますので、ご確認ください。参加を希望される委員の方のみ日程調整を行います。

スケジュールにつきましては、以上でございます。

○石川委員長

ありがとうございました。

ただいま、今後のスケジュールを事務局よりご説明をいただきました。委員の皆様、ご意見やご質問など、ささいな点でも構いませんので、何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

教育委員会会議への議案提出というのが11月6日となっていますので、これから暑くなりますけれども、涼くなる季節まで、委員の皆様にはお力添えをいただくというような形になろうかと思えます。

この後、募集要項の説明に移るかと思うのですが、今後の進め方について、いかがでしょうか。

私のほうから、僭越ではありますが2点ほどございまして、1点目が、ここでお話しするようなことではないのですけれども、今回の指定管理者選定委員会の設置要綱を委員の皆様にも多分お配りしていなかったのではないかと思います。もし可能であれば、私はホームページのほうから拝見させていただいたのですけれども、設置要綱をぜひ委員の皆様にお配りいただくとよろしいのかなと思ったところでございます。ささいな点になりまして申し訳ないのですが。

もう一点が、今回傍聴人がいないということでお話があったのですけれども、5年前になりますでしょうか、前回の指定管理者の選定のときは、公開だったのか非公開だったのか。もし、今回公開になったということであれば、そういう背景とか理由みたいなものも教えていただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

お願いします。

○西図書館長

館長、柴山です。設置要綱については、配慮が足りませんで申し訳ございませんでした。後ほど、お配りをさせていただきます。

前回の第2期の指定管理者の選定なのですが、ちょうど5年前といいますとコロナ禍でございまして、書類審査から始まりまして、1回目も2回目も書類による会議で行いまして、3回目の面接審査のみ対面で審査をさせていただいて、それで、指定管理者の候補者を決定したという経緯がございます。

○石川委員長

そのときは公開ではなかったということですね。

○西図書館長

確認を後ほどさせていただきます。

○石川委員長

この辺りを委員の皆様、私も初めてというところもあったので、どのような経緯で行われたというようなところも、ぜひ議事録とかに残していただくと、また今後、5年後

の選定委員会のときにも、次の委員の皆様のご参考になるのかなと思ったところでございます。

○西図書館長

失礼しました。会議の1回目ではなくて、第1回の指定期間ですよ。それは、定例どおり公開していると思いますが、後ほど、改めて確認したいと思います。

○石川委員長

ありがとうございます。その辺り議事録のほうにも追加をしていただくと、5年後の選定のとき、職員の皆さんも入れ替わったりすることもあるかもしれませんので、記録として残していただくとよろしいのかなと思いました。

○西図書館長

議事録に載せさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○石川委員長

委員長の立場で失礼いたしました。込み入ったことになりまして、失礼いたしました。

ほかの委員の皆様、何かご意見、ご質問などございますでしょうか。今後の進め方、スケジュールというところになるのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、議題の（3）に移らせていただきます。議題（3）「指定管理者募集要項等について」になります。

募集要項などの事業者募集に当たっての各種資料には、事業者選定に密接に関わる部分があるということでございますので、船橋市情報公開条例第7条第5号に当たることから、一部が非公開となっております。

また、次の議題である、議題（4）「指定管理者候補者の選定方法及び評価基準の決定について」につきましても、同様に事業者選定に深く関わる事項となりますため、非公開となっております。本日は、傍聴人がいないということでございます。

この後、事務局より、かなり資料が多いということになるわけですが、お手元の資料について説明をいただきます。各委員の皆様より、様々な視点からのご意見を頂戴できればと考えております。事務局におきましては、募集時にできるだけ委員の皆様のご意見を反映いただければと考えております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○西図書館企画事業係長

西図書館企画事業係係長、岡本が説明いたします。皆様にお配りしております灰色のフラットファイルを開いていただきまして、最初の資料、「船橋市図書館指定管理者募集要項」をご覧ください。

こちらの表紙をめくっていただきますと、目次がございます。募集要項には「1 指定管理者が行う管理の基本方針」から、さらにめくっていただきまして、「15 問合せ先及び申請書類提出先」まで、指定管理者の募集に関する事項を記載しております。基本的には、本市が作成しております「指定管理者制度ガイドライン」を基に、図書館

という施設に関する内容を加えて作成しております。

目次の次のページにございます「募集要項等一覧表」をご覧ください。募集要項は、こちらに記載のある添付資料や申請書類から構成されております。資料は、まとまって一体のものでありますので、まとめてご説明させていただきます。

次をめくっていただきまして、1 ページ目をご覧ください。この募集要項についての説明が記載されております。

2 段落目にございますように、今回は船橋市中央図書館、東図書館、北図書館、3 館について一括して管理運営する指定管理者を募集いたします。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。「1 指定管理者が行う管理の基本方針」では、施設の役割や船橋市図書館に関する計画、基本方針等を記載いたしました。申請に当たっては、これらの趣旨を踏まえた提案を求めます。

4 ページ目をご覧ください。こちらは、「2 施設の概要」を記載しております。

続いて、5 ページ目の下段、「3 指定管理者が行う業務」について記載しております。

次のページ、6 ページ目の四角囲いの中にあるものは、船橋市図書館条例第6条に規定する業務で、指定管理者が行う業務になります。業務の詳細につきましては、この募集要項に記載されております添付資料1「業務仕様書」のとおりとし、仕様書のほかに申請者から提案があった事項も指定管理者の行う業務となります。業務仕様書につきましては、後ほどご説明いたします。

まためくっていただきまして、7 ページ目をご覧ください。こちらの中段、「4 施設の開館時間等」では、開館時間や休館日について記載しております。また、「(2) 休館日について」の2 段落目に、毎月の図書整理日のうち、夏季は臨時開館を行っていることを記載し、これについて実施する場合は、申請者が提出する事業計画書で提案できることとしております。

続きまして、8 ページ目、下段をご覧ください。「5 指定期間」は、令和9年4月1日から5年間となっております。

めくっていただきまして、9 ページ目、「6 管理運営に関する経費等」の「① 指定管理料」では、5年間全体の指定管理料の参考金額を示すこととなっておりますが、本市の指定管理者制度ガイドラインに基づき、第1回選定委員会においては、募集要項(案)に指定管理料の記載はしないこととなっておりますので、現時点では金額が未記載となっております。ここに記載される金額が提案できる指定管理料の上限額となります。

この後、12 ページの「7 リスク分担」までは、市と指定管理者がそれぞれ負担する経費やリスク負担などを記載しております。

めくっていただきまして、13 ページの「8 業務評価」では、図書館の管理運営に関し、指定管理者が適正に業務を行っているか、点検・評価する方法を記載しております。ここに記載された方法以外で指定管理者が独自に自己点検・評価を実施する場合は、

申請者が提出する事業計画書で提案できることとしております。

続きまして、14ページから19ページは、「9 その他管理運営にあたっての留意事項」を記載しており、苦情等への対応や職員研修の実施について記載しております。

めくっていただきまして、19ページからは、「10 指定管理者募集に関する事項」を記載しております。19ページに募集のスケジュールが記載してございますが、内容は先ほどご説明したとおりでございます。

23ページ、中ほどの「(4) 共同企業体による申請資格について」にございますように、共同企業体での申請も受け付けます。この後、27ページまでにわたり、申請書類や留意事項について記載しております。

続きまして、28ページをご覧ください。「11 指定管理者候補者の審査・選定等」につきましては、不開示事項を含む審議となりますので、次の議題でご説明いたします。

ページを飛ばしまして、33ページ、下段の「12 指定管理者との協定の締結」からは、指定管理者を指定した後のことについて記載しております。

次の34ページ、「13 指定の取消し等」、35ページには、「14 業務の引継ぎ」について記載し、最後は、問合わせ先として西図書館の住所等を記載しております。

続きまして、添付資料1の「業務仕様書」でございます。こちらが、指定管理者が行う業務の内容や範囲、指定管理者に要求する水準を示すものでございます。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。この目次でございますような項目につきまして、募集要項より詳細な内容を記載しています。概要をご説明させていただきますので、ページをめくりながらご覧ください。

まず、1ページ目、趣旨や施設の概要、管理基準など、募集要項と同様の内容が記載されており、「第4 図書館サービスに関する業務」では、各業務の水準を記載しております。

めくっていただきまして、14ページからは、「図書館資料収集・管理」について記載しております。

15ページの下段の図をご覧ください。図書館資料の選定・収集の方法を示した図が記載されております。太い四角の枠が、一次選書、指定管理者が行う部分です。

まず、指定管理者が各館の購入する図書を選び、西図書館も含む4図書館の資料収集担当者会議を行ってから、各館長が選定した資料を確認し、教育委員会へ報告します。ここまでの指定管理者が行う業務です。

この後、二次選書としまして、教育委員会、ここでは西図書館になりますが、指定管理者が選定した資料の内容を確認して決定し、購入も西図書館で行います。

めくっていただきまして、19ページをご覧ください。19ページからは、施設の利用に関する業務を記載しております。

めくっていただきまして、22ページからは、「4 サービスの運営に関する業務」、まためくっていただきまして、24ページは、「第5 図書館システム管理業務」、「第

6 「管理運営体制」の中では、職員体制や職員の基準について記載しております。職員の50%以上は司書資格保有者とし、可能な限り公立図書館等での勤務経験がある者を配置すること、館長、館長代理には、司書資格を有し、公立図書館勤務経験が5年以上あること、また、各カウンターには常に司書を配置することなどを求めています。

めくっていただきまして、27ページからは、「第7 維持管理に関する業務」を記載しております。この業務につきましては、添付資料2の「設備保守点検等業務仕様書」にさらに詳細な内容を記載しております。

また、めくっていただきまして28ページには、令和9年度中に北図書館駐車場が移設予定となることから、駐車場としての運用が開始した後は、指定管理者において無人のコインパーキング管理を行うこと、駐車場の利用料の上限や、北図書館カウンターで図書館利用者に駐車場無料処理券を配布することについて記載しております。

続きまして、29ページからは、「第8 その他管理運営業務に必要な業務」を記載しております。

めくっていただきまして、32ページをご覧ください。「第9 業務報告」では、毎年3月末までに事業計画書、年度終了後60日以内に事業報告書の提出など、必要な報告を行うことなどを記載しております。

続きまして、33ページ、「第10 引継ぎ業務」では、指定期間前や後の引継ぎについて記載しております。

最後に、ほかの添付資料を簡単にご説明させていただきます。

添付資料2「設備保守点検等業務仕様書」でございます。こちらは、施設の設備保守点検業務の詳細について記載しております。

続きまして、添付資料3「簡易平面図」は、各図書館の簡易平面図です。赤色の色つきの部分が指定管理者が管理を行う部分となります。

めくっていただきまして、添付資料4「複合施設における施設別基本開館時間一覧表」は、公民館等と併設している東図書館と北図書館の開館時間を一覧表にしたものです。

添付資料5「物品一覧」は、図書館にある備品や図書館システムに関する機器を記載しております。こちらに示す物品は、募集要項11ページにも記載がありますとおり、指定管理者に無償で貸与するものとなります。

続きまして、添付資料6「報告書一式」は、図書館の管理運営に当たり、指定管理者から提出させる報告書類の一式となります。

続きまして、添付資料7「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」です。本市の職員が障害者差別解消の推進に進んで取り組むために策定したもののですが、公の施設の管理運営を行うことに鑑み、指定管理者においても本要領に準じた対応を行うものとします。

最後に、申請者が応募の際に提出する申請書類一式でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○石川委員長

ありがとうございました。

ただいま、事務局のほうよりご説明をいただきました。指定管理者募集要項等について、一部非公開というところにもなるわけですが、随分分量が多い状況でございますので、分割して委員の皆様からご質問やご意見をと思います。

この後の（４）では、選定方法と評価基準ということになるのかなと思うのですが、募集要項２８ページから３３ページまでの「指定管理者候補者の審査・選定等」については、船橋市情報公開条例第７条第５号に定める事項について審議を行うため非公開としておりますので、その後の議論になるのかなと思います。募集要項２８ページから３３ページ以外の内容について、まず委員の皆様からご意見やご質問を賜ればと思っております。

今ご説明をいただきましたが、かなり分量がございますので、少し分けてというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

皆さん、お手元にあるファイル、指定管理者募集要項等というところで、一番初めにご説明をいただいた募集要項のところですよ。これが、繰り返しになって恐縮なのですが、２８ページ以降は後ほどの議論ということになるのかなと思うので、２８ページ前までの募集要項等のところで、もしお気づきの点やご質問などがあればご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○鎌田委員

鎌田です。スケジュールのことで確認させてください。ファイルのほうの２０ページの真ん中辺りにある「業務引き継ぎ等に関する協議開始」というのが１１月上旬になっておりますが、今日いただいた選定スケジュールだと、１１月には教育委員会会議に議案の提出となっているのですが、こちらは同時期で大丈夫なのでしょうか。１０月のような気もするのですが、真ん中が１１月になっています。

○石川委員長

そうですね。前後がね。面接審査の結果通知が１０月上旬、その下に協議開始が１１月上旬になっていまして、その下、指定議案の提出が、また１０月上旬というふうになっていますかね。

○鎌田委員

定則で問題なければ、このままかと思いますが。

○石川委員長

お願いいたします。

○西図書館企画事業係長

西図書館企画事業係長の岡本です。

問題はないのですが、確かに表で見ると、順番としては日付順に並んでいないという

ご指摘ということですね。業務上は問題ないので、修正させていただきます。

○石川委員長

(1) のスケジュールについてのところ、ご修正いただければと思います。ありがとうございます。

ほかの皆様、いかがでしょうか。ひとまず募集要項の27ページまでのところで、お気づきの点などございますでしょうか。

お願いいたします。

○鎌田委員

鎌田です。また聞かせてください。

8 ページ目の(3)の開館時間等についてお伺いします。今回、募集が2027年から2031年までの5年間だと思うのですが、こちらのほうで開館時間とかを変更する場合は、指定管理者のほうから相談があれば、協議して受けるという形になっておりますが、船橋市さんのほうとして、時間を短くするとか開館時間を検討するということは、今現在あるのでしょうか。

○石川委員長

お願いします。

○西図書館長

館長、柴山です。

今時点で短くするといったような、延長も含めてですが、開館時間等の変更の予定はございません。

○鎌田委員

ありがとうございます。続けていいですか。質問した趣旨としましては、この後、どんどん人口減少で働く人が減ってくるということになると、募集をかけても働く人が来なくなるような現状が出てくると思うのです。あと、市役所のほうだと、窓口の時短とかも始まっておりますし、船橋市さんは都会部というか、すごく人が集まる場所なので全然影響がないのかもしれませんが、そういうことを含めると、今契約しても、先々人が集まらなくて、働く人に過重な労働を強いるようなことになった場合は、向こうの提案を待つだけで、船橋市さんのほうとしては、投げかけとかはしないのかなと思いついて質問しました。労働環境関係のお話です。

○石川委員長

なかなかお答えしにくいところもあるかもしれませんが、どうぞお願いいたします。

○西図書館長

繰り返しになりますが、今時点では時間の変更等は予定しておりませんし、委員がおっしゃったような視点を踏まえた時短というような取組も、今のところ市としては、ほかの施設も含めてありませんで、今やっているサービスをきちっと維持していきましょうねというような考え方で市としては取り組ませていただいています。

ただ、またそういったことが起こった際には、状況を見ながら、図書館だけの話ではなくてくるのかなという気もしますので、全体的な動静等を踏まえながら考えていきたいなと思います。

○石川委員長

ありがとうございます。社会の変化というのが非常に急激なところで、「第二次船橋市図書館サービス推進計画」の中にも、船橋市さんの2033年の人口の増減というのでしょうか、そのマップも記載をされていて、地域によっては2018年を100にすると、80未満とか、80以上90未満、つまり船橋市の中でも人口減少してくる地域が見込めるというような統計もある。ただ、一方で鉄道の沿線部分については、人口が120以上というような、増えていくところをどう捉えていくのかということもあり、今後柔軟に対応していく必要があるのかなというご意見だと思います。

○西図書館長

ありがとうございます。

○石川委員長

ほかの皆様、いかがでしょうか。募集要項のところでございますが、ささいな点でももちろん構いませんので、27ページまでのところになるかと思います。この後、資料1の業務仕様書の確認をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

そうしたら、私のほうから何点か、かいつまんでと思います。気がついた点で、ささいな点も入っているのですが、募集要項の3ページ、一番最初の出だしのところですね。申請に当たっては、このサービスの推進計画や子供の読書活動推進計画の趣旨を踏まえてとあって、「適宜参照してください」という表現があるのですが、これはぜひ、「必ず参照してください」という表現に変えていただきたいなと思っています。本当にささいな点ですけども、ここが1点目でございます。

2点目もささいな点なのですが、11ページのところで、先ほどコインパーキングのことを仕様書のところでお話をいただいたかと思うのですが、11ページの⑤の数字が、恐らくこれは、「令和9年度中に」ではなくて、1個上の「北図書館駐車場利用料」のほうに入るのかなと。⑤の項番の位置が1個上に入るのかなと思ったんですね。北図書館駐車場利用料の説明が、その下の令和9年度中というところかなと思ったので、⑤の位置をご変更いただければというところでございます。

○西図書館長

ありがとうございます。修正させていただきます。

○石川委員長

もう一点、これも本当にささいな点で、これはこの間の指定管理者選定の中で積み重ねられてきた募集要項だと思うのですが、14ページ以降の「法令等の遵守について」というところでございます。地方自治法から障害者差別解消法など、様々な条例などが記載されているのですが、図書館業界の中で業界団体が規定している様々

な規定というのでしょうか、例えば「図書館員の倫理綱領」とか、「図書館の自由に関する宣言」でありますとか、国際的な動向でいうと、I F L A－U N E S C Oの「公共図書館宣言」などの図書館業界における自主的な要領についても記載をしておくというところも求められるのかなと思いました。（１）の一番最後の辺りですかね。表現はどうなるのかということですが、この辺りをお書きいただくといいかなと思ったところでございます。

○西図書館長

ご意見ありがとうございます。追記について検討させていただきます。

○石川委員長

私は細かい点ばかりを言ってしまったのですが、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○鎌田委員

鎌田です。１１ページの（２）の修繕についてなのですが、これは３０万円という多分決まりが全体に会計の関係であるのだと思うのですが、昨今いろいろ物が上がっておりますよね。その場合、この３０万円で５年後も大丈夫なののでしょうか。何か一文足しておいたほうがいいのかという気がしないでもないです。「年度により見直す」とか「物品によって見直す」とか、と思われました。

○石川委員長

お願いします。

○西図書館長

ご意見ありがとうございます。確かに昨今、修繕費用も上がっているところです。それも体感しているところなのですけれども、この３０万円未満というのも市の指定管理者制度導入に当たってのガイドラインを踏まえてお示しさせていただいている金額になりますので、一旦は、現時点では３０万円という形で募集していきたいと考えているところでございます。

○石川委員長

ありがとうございます。確かに物価が高騰して、様々な建築資材なども納入ができないとか、様々な影響がおりかなと思うので、恐らくその都度、教育委員会と指定管理者事業者との協議なども求められてくるのかなと思ったところでございます。

いかがでしょうか。この後、業務仕様書のところを少し確認をと思うのですが、また改めて募集要項のところにつきましてお気づきになりましたら、ご発言をいただければと思います。

２８ページからは、この後の議論になるので飛ばしまして、資料１と書いてある業務仕様書のところをお開きいただけますでしょうか。その後、資料２以降というふうに進めていきたいと思うのですが、資料１の業務仕様書、ここが図書館の管理運営に関する、

図書館サービスや蔵書管理などについての核といいたしましょうか、ポイントになる部分になるのかなと思っています。これを基にしながら指定管理事業者の候補者が提案書をつくってプレゼンテーションをしてくるというところになりますので、ここの業務仕様書に書かれている内容が非常に重要なポイントになるかなと存じます。資料1もかなりの分量ではあるのですが、委員の皆様からお気づきになった点につきまして、ぜひご指摘をいただければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員

資料の1の12ページなのですが、表がありまして、中央図書館の船橋高等学校というのは、脚注に市立船橋高校があります。こちらは、県立と市立と2つあるので、県立と考えるのが正しいということですか。ささいなことなのですが。

○石川委員長

市立か県立かというところ。

○齋藤委員

はい。2つあるんですね。

○石川委員長

お願いいたします。

○西図書館長

市立船橋高等学校のことでございます。分かりづらい部分がございますので、修正させていただきます。

○齋藤委員

市立船橋高校ということですね。

○西図書館長

はい。修正させていただきます。

○石川委員長

そうですね。下の表のところに「市立船橋高等学校との連携による」と書いてございますね。

そのほか、資料1の業務仕様書のところでございますが、いかがでしょうか。この辺り、ぜひご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

村岸委員、お願いいたします。

○村岸委員

25ページ、「2 職員の基準」というところで、最初に、館長、館長代理の資格みたいなことが書いてあります。そこで、1行目の「なお、司書資格を有し、公立図書館等での勤務経験5年以上の者であること」とありますが、この5年以上というのは常勤での5年を想定しているのでしょうか、それとも、非常勤でも司書として5年以上の勤務があれば、館長、館長代理の資格があると捉えていいのでしょうか。

○石川委員長

お願いいたします。

○西図書館長

おっしゃるとおり、これを読んだだけでは、常勤か非常勤かというところは分らないのですが、そこは指定していないという解釈になるかと思っております。常勤であるのが好ましいというのは思っているところではございますが、では、非常勤だったらそこに該当しないかという、そうも言えないのかなというような基準になっているかと考えております。

○石川委員長

いかがですか。

○村岸委員

専任といいますか、常勤がやっぱり望ましいですね。ただ、館長の場合には、次の①のところの「知識・経験がある者」みたいな、この条件をかなえていけば、非常勤でも5年以上あればという解釈もできるかなと思うのですが、やはりマネジメントを求められる立場だと思いますので、どうですかね。

○石川委員長

ここの職員の基準のところは、今、村岸委員のご指摘もあったのですが、「館長、館長代理は、常勤の職員であること」と、最初にここで言い切っているわけですね。ということは、これは常勤の職員であるということが前提というふうには。

○村岸委員

これは、船橋市での常勤ですか。ではなくて、これまでの勤務経験が、常勤なのか非常勤なのかというのが、これだと分からないということです。

○西図書館長

船橋市の中央・東・北図書館でお仕事をされている方が、それぞれ常勤なのか非常勤なのかというのは、一人一人は分からない形になっています。従事者については、お名前等はいただいているのですけれども、その皆さん個々に対して、常勤なのか、または週何日か程度の非常勤さんなのかというのは、西図書館としては分からない状態にはなっていますし、それ以前に、船橋の図書館に来る前はどうかであったかというのは、分からないということにはなるかと思います。

○西図書館企画事業係長

企画事業係係長、岡本です。

毎年の報告書で、常勤・非常勤の勤務人数は提出されてくるのですけれども、それに名前はひもづいていない。館長、館長代理は常勤なので、そこは必ずとして、ほかの常勤の人数と非常勤の人数というのは報告いただいているのですけれども、誰が常勤で、誰が非常勤かというところまでは求めていないので、そのひもづけはないということです。

○石川委員長

これは、5年の経験というのをどのように仕様書の中に記述していくかというところですかね。

○村岸委員

応募の段階で、館長候補とか館長代理候補は記載する必要はないのですか。指定管理者に応募するとき、こういう人事でやりますということはないのですか。

○西図書館企画事業係長

ないですね。

○村岸委員

多分、後ろのほうの資料のところに関わると思うのですけれども。

○西図書館企画事業係長

企画事業係係長の岡本です。

申請書類一式の7ページ目をご覧ください。こちらに、職員の配置と育成、職員配置計画という形で申請の際に提出を求めています。下段に、職員配置及び事務分担について館ごとに記載をということで書かれているのですが、一応ここに図書館歴と雇用形態については書かれています。図書館歴をどこまで書いてくれるかという部分になるのかと思いますが、そこまでは申請書類上は細かく書けということまでは求めてはいないという状態で、前回提出のものも、そこまでのものは出ていなかったです。

○西図書館長

前回の事例でいいますと、常勤であることを求めてはいないという形になっています。図書館歴というのは記載していただくという形になるかと思います。

○石川委員長

特にここでは、館長、館長代理、その職務に就くものが、公立図書館での勤務経験5年以上。その5年というのは、どのように提案書の中に候補者、事業者が記載をするかというところになるのかなと思います。

特に館長のところにつきまして――すみません、私が話しすぎているかもしれないですが、館長のところにつきましては、先ほど村岸委員のご指摘もあった①のところですが、

「図書館サービスその他の図書館運営及び行政に必要な知識・経験がある者」とあるのですけれども、ここには他の図書館での、例えば、館長補佐とか副館長とか図書館のマネジメント経験というのは特に書かれていなくて、少し抽象的な内容になっているわけです。

こういうところについて、例えば、館長での経験を何年と書くか、副館長とか主任みたいな形で組織をマネジメントしたことがある者が望ましいというようなことを書くか、というようなところになるかなと思ったんですね。単なる館長といったときに、館全体の人をコントロールしていくところが必要になりますので、そういった経験を持っているかどうかというところを書いていくと、必然的にこの5年の経験というのは、比較的

常勤に近いような経験に当てはまるのかなと、お話を聞きながら思ったところです。いかがでしょうか。

お願いします。

○西図書館長

そうしますと、館長欄の①に、今委員長がおっしゃったような内容を記載するという方向性で調整させていただく形でもよろしいでしょうか。

○石川委員長

はい。ありがとうございます。マネジメント経験を有するというようなことですかね。

○青島委員

それはあったほうがいいですね。

○村岸委員

そうですね。

○西図書館長

分かりました。マネジメント経験があるというようなことを求める内容に①を修正させていただきます。

○石川委員長

指定管理者が運営する図書館の館長となりますと、そういったスタッフの採用とか、ローテーションを確保するとか、サービスの展開とかということですね。やはりそれなりの経験がある方のほうが安定した運用にも努めることができるかなと思います。非常に重要なご指摘をいただきました。ありがとうございました。

ただいま資料1の業務仕様書のところを確認させていただいておりますが、委員の皆様、ほかにお気づきの点はございますでしょうか。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○清水委員

清水です。今のページに近いページで、P25の「(3)職員配置の考え方」の②のところなのですが、「職員の50%以上は司書資格保有者」という記述があります。極論すると、例えば50人の働く人がいて、25人の人が資格を持っていますと。ただ、人なので、辞めたり病気になったりする場合があるじゃないですか。例えばそれで1名欠けたら、もう50%という数字は割ってしまう状況が発生する。例えばほかの図書館には50%いるなら、そこから異動とかという話もあるのですけれども、そういうのがない場合に、新たに募集しなければならない。司書さんというのは、私はよく分かりませんが、いっぱいいるかどうか分からなくて、特殊な資格だと募集するのに人が減っていてというのがあったのですが、そういう状態の場合はどういう扱いをしているのでしょうか。今までの経緯として。

○石川委員長

お願いします。

○西図書館長

29年度からこの制度を導入しておりますけれども、司書率が50%を割ったということはございませんで、ここは仕様書で求めていますので、指定管理者もその努力はしているものと思っております。また、そこで働いていて司書がない方もいらっしゃるのです、司書講習に行って司書の資格を取ったよというようなご報告も定期的に受けているところではございます。

○清水委員

ありがとうございます。

○石川委員長

毎年、指定管理者の評価委員会の中でも、この数字というのは指定管理者のほうから提出されるような形になっているのでしょうか。

○西図書館長

年間通しますと、どうしても職員の異動というのがございます。本市の場合ですと、中央から東図書館に異動する。そのたびに従事者変更届というのを出していただきます。その際に、司書を持っているか持っていないかという方の一覧を出していただいていますので、我々のほうで必ずその際に司書率というのをチェックさせていただいて、常に管理している状況ではございます。

○石川委員長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

青島委員、いかがでしょうか。もし何かお気づきの点などあればと思うのですが。

○青島委員

これから募集要項を出して、5年に一度ですけれども、どのくらいの事業者の応募があつたりするんですか。

○石川委員長

お願いします。

○西図書館長

1回目は、最終面接審査まで3者あったと聞いております。2回目は1者の応募のみでした。

○青島委員

割と少ないんですね。

○西図書館長

はい。

○青島委員

あんまりやる会社がないんですね。もうからないから。

○石川委員長

先ほどお話もあったのですが、前はちょうどコロナ禍というのがあって、なかなか難しかったというのがあるのかなと、推測はいたしますね。

○青島委員

難しいマネジメントじゃないですか。意外と高度な、知識的なところでも。だから参加者が少ないかなと思いますけどね。

○石川委員長

ただいま岡崎委員がいらっしゃいましたので。

○岡崎委員

申し訳ありませんでした。

○石川委員長

ただいま、議題の（３）の「指定管理者募集要項等について」、このファイルの資料１の業務仕様書のところを確認させていただいているところでございます。

ほかの委員の皆様、ここが多分一番重要な部分になるのかなと思うのですが、委員の皆様より、ほかに何かご指摘などありましたらご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○清水委員

２９ページの「第８ その他管理運営業務に必要な業務」で、「１ 事故・災害等の対応」、「（１）災害等の対応について随時訓練を実施すること」とあるのですが、この訓練内容というのは、例えば市が安全・衛生管理で行っている避難訓練等の内容を加味したものをやっていただくというのか、それとも事業者が個別に訓練の内容とかそういうのを設定して実施するかといったら、どちらをやっているのでしょうか。

○西図書館長

２点ございまして、まず、市で取り組んでいる船橋市地域防災計画というのがございますので、それを踏まえまして、毎年度、部として取り組んでいる訓練がございます。それは、図書館、公民館、その他施設もございすけれども、指定管理館も一緒になって、無線がきちっと使えるかですとか、そういった市としての訓練も一緒にしますし、各館独自で火災の関係であったり、地震であったり、あとは不審者、そういった関係の訓練を独自でしたというような報告も受けております。

○石川委員長

特にこの第８の事故・災害対応は、今図書館のほうでもかなり慎重な対応などを求められているので、火災以外の様々な地震などの対応とか緊急避難的なところが求められるので、ここは非常に重要な記述内容になるのかなと思っているところです。

○清水委員

国の対応もいろいろ変わったりしますからね。ここだと首都直下でしょうね、一番。

○石川委員長

いかがでしょうか。

私のほうで気がついた点を少し発言させていただければと思います。その他、委員の皆さんも、もしお気づきの点があればご発言いただければと思います。

指定管理者業務仕様書の中で、ささいな点と、少し大きな点を何点かと思ったのですが、5 ページ目のところ、これはささいな点ではあるのですが、図書館車の更新予定というのが、令和8年度中に行われるというのがございました。現在の形状がここに書かれているのですけれども、例えばこの辺り、自動車がマニュアルなのかオートマなのかというところぐらいは書いておいたほうが、スタッフの対応も指定管理者のほうもめどがつきやすいのかなと思ったところです。2,000冊なのか、3,000冊なのかによって免許の区分なども変わってくるのかなと思ったので、大体の大きさを記載しておいたほうがいいかなと思ったところです。

○西図書館長

ありがとうございます。ご意見を踏まえまして、追記・修正したいと思います。

○石川委員長

続いて、7 ページのところになるのですが、ここは少し大きいところで、「第二次船橋市図書館サービス推進計画」に記載されているもので、これは令和4年、2022年3月に策定された内容になっていると思うのですが、ここの内容というのが、つまり今回議論している業務仕様書にいかん反映していくのかというところが、今後の船橋市の図書館サービスの設計を考えていく上で非常に重要なことなのかなと思いました。私は、図書館サービス計画が仕様書にどう生かされているのかというところが、今回の仕様書の作成のポイントになるのかなと思いました。

ただ、なかなか反映されているところがどこなのかというのが見えなくて、指定管理者の自主事業というところにかなり委ねている部分というもの大きいのかなと思いました。そうすると、逆に自主事業になってしまうと、この船橋市の図書館サービス推進計画の実現というところが、やや後景に退いてしまうのではないかと率直に感じたところでございます。

ですので、7 ページの、例えば児童サービス、青少年サービス、ハンディキャップサービス、この辺りの記述について、サービス推進計画に沿った形で記載されたほうがよろしいかなと思ったところです。

YAサービスについては、後ほどのこの資料のところに、先ほど市立船橋のところがあったのですが、公募して中高生参加型の委員会というのでしょうか、ホームページを拝見させていただいたら、締め切りましたというのが書かれていたわけなのですが、そういう参加・参画についての記述内容を書いていくとか。

児童サービスについても、子供の読書活動推進計画にはかなり細かく書かれているので、やはり児童サービスというのは非常に重要なサービスになります。この辺り、1～2行で終わってしまうところも少し意外だったというのがありました。特に7 ページの

(8)、(9)、(10) 辺りのところを少しボリュームをもって、サービス推進計画に沿った形で、船橋市の図書館さんの意思を示すようなイメージがよろしいのかなと思ったところでございます。すみません、細かいところであれこれと申し上げてしまうのですが、いかがでしょうか。

○西図書館長

ご意見ありがとうございます。確かに計画には随分いろいろ盛り込んではい入のですが、そういった部分はお指摘のとおり、仕様書になかなか表れていない部分だなど、改めて思った次第です。計画に沿った内容に、少しボリュームを、肉をつけてお示しできたらいいのかなと思います。ありがとうございます。

○石川委員長

もしボリュームが大きくなるようでしたら、このサービス計画の施策の3とか施策の4とかという形で、こちらのほうの資料に誘導するという方向性でもよろしいかなと思いました。

例えば多文化サービスのところなどはあまり記載されていないわけですね。ハンディキャップサービスとかはあっても、例えば昨今でいいますと、ディスレクシアの方への対策は、LLブックや、案内表示のピクトグラムなどを用意した案内とか、多言語でのカウンター対応などを様々求められるのかなと思いつつながら、サービス推進計画のほうにはそういう理念が入っていると思うのですが、こちらの仕様書のほうにあまり見られなかったというのがありますので、もう少しその辺り、意思をお示しいただく形がよろしいかなと思ったところです。

最後に一点なのですが、18ページ、19ページのところでございます。ここは私の認識不足というお勘違いのところもあるかもしれないのでご教示いただければと思うのですが、18、19ページの公民館図書室での図書館資料収集・管理に関するところでございます。

船橋の図書館条例で確認をしていくと、図書館は3館ございました。ただ、今回の指定管理の仕様書の中を見ていくと、公民館図書室の資料管理というものが入っているわけですね。公民館図書室の、例えばサービスを指定管理者が担うというところまで要求しているのか、ただ単に資料の管理だけを依頼をしているのか。

ただ、資料の管理だけを依頼するとなると、やはり図書館としてはその資料に対して付加価値をつけていく。つまり特集コーナーをとく、ブックリストを配布していくとか、様々な活動が付随されていくのかなとは思っています。入館者数とか貸出冊数とかというところになるのかなと思いました。こういった公民館図書室や図書コーナーにおける資料管理以外の図書館サービスについて、指定管理者に求めるのかどうか、その切り分けというか、公民館、社会教育課が行うことと、指定管理事業者が担う範囲というところの切り分けというのが少し気になったところです。具体的に書かれていなかったもので、この辺り、少し質問をさせていただければと思います。

○西図書館長

館長、柴山です。

委員長がおっしゃるとおり、図書館条例には、4図書館のこのみ記載がございまして、公民館図書室などは分館という位置づけでは本市はございません。図書館以外の拠点は、公民館の場合ですと社会教育法に基づき設置された船橋市の公民館。公民館の中に図書室があって、せっかく図書のことをやっているのだから、せっかくだから市民のためにネットワークでつなぎましょうよというようなハード面での立てつけになります。そういった規定の中でやっているものですから、公民館の施設管理は公民館がやっています。そこで働く職員も公民館の所属です。

でも、図書館ネットワークでつながっているのも、船橋市の組織規則では、西図書館の業務として公民館図書室などの職員の指導助言というようなことで、図書室のお仕事をさせていただくための指導助言を図書館は行うというふうに規則のほうで定めております。

公民館のほうは、図書の選定とかそういったものはなかなかできませんので、図書館の職員が従来、直営時代から、公民館図書室の資料も収集・管理・除籍ですとかをしてきたという経緯がございます。

指定管理者制度導入に当たって、拠点については、公民館の施設ですので、指定管理のほうはなかなか手は入れられませんので、直営時代のとおりに、各図書館が図書の選書と除籍を主にやるというような形になっています。ただ、書架がいっぱいになってしまっただけだから、もう少し各拠点の職員が仕事をしやすいように棚の様子を見ただとか、そういったことはもちろんするし、指定管理者の皆さんも、この本はこうしたらいいというようなことをアドバイスするのだけれども、率先してポップをどうしてとか、細かいお部屋の中の運営までには立ち入っていないといえますか、そこはむしろ、職員のお悩み相談は西図書館のほうでフォローアップしているというようなことが現状になってはございます。

長くなりましたが、実態としてはそういう状況でございます。

○石川委員長

ありがとうございます。質問させていただいた趣旨が、例えば現在、指定管理になっている事業者が再応募される場合は、多分ノウハウがあるので運用が分かると思うのですが、新規で出される事業者があったときに、公民館図書室の関わりというのは多分なかなか分からない部分があるので、その辺りについては、仕様書か募集要項辺りにははっきりと書いておいたほうが公平性が見られるのかなと思ったところです。

以前いただいた現指定管理者が行っている事業報告書を見ると、各公民館図書室の貸出冊数や分類別の貸出冊数の統計が出ていますので、やはり蔵書いかんによって貸出しの回転率というのは変わっていくものなのかなと思うんですね。そう考えると、公民館図書室や図書コーナーの環境整備や、そこでの図書館サービスの提供というものが、図

書館もしくは指定管理者としてどこまで展開できるのかというのは、今後検討していく余地があるのかなと思います。ただ本がある場所ではなくて、そこでの図書館活動をどう展開するのか。様々な図書館の中、地域の中の全域サービスというのでしょうか、サンダル履きで行ける小さな拠点というところを、船橋市さんとしては今後の展望としてどう整備していくのか、というところが非常に重要なのかなと思ひまして質問をさせていただきました。

すみません、大きな話をしてしまいました。非常にここが、図書館協議会などで恐らく議論されるのかなと思ったのですけれども、やはり公民館図書室という小さな拠点をどう生かしていくのかというところですね。

○青島委員

そのところは図書館職員が担っている部分があって、本を全部循環させるような、配架できるように、ちゃんといろいろしているわけですね。だから地域の方は、そこを便利に利用しているわけですが、指定管理者が今度やることによって、もっと合理的にというかスマートにできれば、それは図書館の職員も少しは楽になるのかなと。

その辺のあんばいというか、そういうところが見えなくはあるし、今まで図書館の職員が努力をしてそういうふうにくまなく市全体に、「どこでも本を読めるように」みたいなものをつくってきたのだけれども、それを指定管理者が今度やるとなると、どこまで目が届くかとか、そういうところもあるわけじゃないですか。そこが難しいところですね。だって経費がかかるわけだから。もう少しまた要求されたりするわけじゃないですか。その辺のすみ分けというか、そういうところが難しくもあるけれども、書いておいたほうが、業者が代わったときのトラブルとか、いろんなことがなくなるかなとは思ひますね。

○石川委員長

今回私は大きな話をしてしまったわけですが、船橋市さんの5年後、次の指定管理選定のところを視野に入れながら、本を媒介としながらの、船橋市にお住まいの住民の皆さんの学びの環境というものをどんなふうに整備をしていくのかというのは、図書館だけではなく、社会教育行政の中でも求められていくのかなと思います。でも、これだけの拠点をお持ちで、これをどう生かすかというのは、今後大きな議論になるのかなとは思ひました。

今の実際の運用を、少し補足をお書きいただく形がよろしいのかなと思ひました。

○西図書館長

分かりやすさというところで修正等を加えさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○石川委員長

すみません、込み入った話になってしまひまして。ふとした疑問で、図書室と図書コーナーがどう違うのかとか、様々ないろんな思ひがあったわけなので、またこれも歴史的

に積み重ねられた名称なのだなと思っていたところでございます。

ただいま業務仕様書のところでしょうか。細かいところも含めて委員の皆様からご意見を頂戴しているところでございますが、いかがでしょうか。

では、先に進めさせていただきまして、また何かお気づきの点がございましたら、ご発言いただければと思います。

そのほか、資料2から資料6、資料7、申請書式のところまで、ここは分量が多いわけですが、この辺り一括で、委員の皆様、お気づきの点がありましたらご指摘をいただけますでしょうか。

○岡崎委員

学校の立場から、書いてあるのかもしれないのですが、先ほど防災の話が出ていたのですが、防火管理者というのは館長が任命するのですか。大体、学校だと教頭、校長が、防火管理者の資格の講習を受けて取り、必ず施設に1人は置かなければいけないというものがあります。申請書類にはないかなと思ったのですが、

○石川委員長

お願いします。

○西図書館企画事業係長

企画事業係長の岡本です。

業務仕様書の24ページの「第6 管理運営体制」の一番下の(2)の①、「防火管理者を配置すること」としておりまして、特に館長とは指定していないのですが、必ず配置することを記載しております。

○岡崎委員

ありがとうございます。これは2日間缶詰になってやらなければならない研修で、簡単にポンと取れるわけではなくて、結構人気で予約しないと講座も受けられないとか。

ありがとうございました。ちゃんと配置されているので安心しました。

○石川委員長

「配置すること」と記載されております。ありがとうございます。

皆様、いかがでしょうか。資料2から申請書一式まで。そのほか、先ほど議論しました募集要項と資料1の仕様書のところにお戻りいただいても構いませんが、全般を通しましてお気づきの点などございますでしょうか。

お願いします。

○清水委員

資料5の「物品一覧」についてなのですが、4ページ、中央図書館の図書館システム関連機器という表があって、14番まであります。これの4番、「デスクトップPC（OPAC）」とあるのですが、OPACというのは何ですか。

○西図書館長

西図書館館長です。

OPAC、オパックとよく申し上げますけれども、フロアで蔵書検索するための端末です。

○石川委員長

オンライン・パブリック・アクセス・カタログです。カタログというのは目録の意味なので。オンラインで開かれた検索端末というような、館内に置いてあるパソコンですかね。

○西図書館長

検索機です。

○清水委員

分かりました。

続いて、同じページです。私は、番号1番の図書端末というのがそれに相当するのかなと思っていたのですが、1番の図書端末が13台と、一番数が多いのですけれども、これは何ですか。

○石川委員長

お願いします。

○西図書館長

各カウンターですとか、事務室ですとか、図書館システムを搭載した業務用のパソコンがございますので、それが中央図書館の場合ですと13台ある。主に職員が使うためのものです。

○清水委員

これは事務用にも使っている端末と考えていいですか。

○西図書館長

そうですね、はい。

○清水委員

では、この端末でメールも打ったりもするんですか。

○西図書館長

基本的にはしていないと思います。それは自分たちでパソコンを用意して、業務用のPCは持ち込んで業務は行っていると思います。

○清水委員

資料1の業務仕様書の24ページ、「第5 図書館システム管理業務」の「2 システム運用」のところに、「『船橋市図書館システム情報セキュリティ実施手順書』に沿ったシステム運用を行う」とあるのですが、さっきの物品一覧に載っているPCは、システムの中に閉じているわけじゃないですか。それで、メールを打ったりする、メールを打つ自体も業務用の内容のお仕事をやるPCで打つんですけれども、それとはシステム的に離れている、隔離されているという感じですか。

○石川委員長

お願いします。

○西図書館長

館長、柴山です。

システム的には隔離されています。図書館システムのほうは、4 図書館システムですので、蔵書管理ですとか、それをもって選書したり、システム上の除籍をしたり、様々な検索をしたりというような、資料を管理するものが図書館システムになるかと思います。

○清水委員

それは、全然インターネットとリンクしていなくて専用回線ということですか。

○西図書館長

回線は、専用です。ほかのものとつながらない形になっています。

○清水委員

メールを打つとかそういうのは、普通のインターネットの回線を使ってということですね。

○西図書館長

はい。このシステムの機能をもって業務上ほかのお仕事、例えば西図書館の業務上の連絡事項だとか、そういった仕事はしないという形の使い方をしております。

○清水委員

システムは別ということですね。完全に閉じたネットワーク系と、別の業務用のネットワーク系というのは、ちゃんと分けてあるということですね。

○西図書館長

そうです、はい。

○清水委員

分かりました。

○石川委員長

ありがとうございます。昨今、情報セキュリティに関することとか、利用者の情報漏えいとか、様々なことですよね。

○清水委員

かなり厳しいですね。ファイルも、添付ファイルを開いた時点で感染とかがあるので。だから PDF ファイルとか Office ファイル系も。インテリジェントファイル系はかなり厳しいですよね。だから、極論すると、毎日 1 回アップデートするじゃないですか。その系と全然別と今おっしゃっていたので、それは安心していいところかなと。

○石川委員長

お願いします。

○西図書館長

図書館システムの情報セキュリティの実施手順書でございますので、候補者が決まって契約が済んだ後、この手順書については指定管理者に示すということになるかと思います。公に公開してしまうと、またセキュリティ上、よくないのかなと思いますので。

○石川委員長

とにかく24ページのところには、個人情報の保護などのそういったデータ、内部で知り得たデータを外部には漏らさないようなところもご留意いただくような意味で、今委員のほうからもご指摘があったのかなと思います。セキュリティ実施手順書については、受託された事業者さんに対して、開示をしていくことになるというお話でございました。ありがとうございます。

議題の(4)が残っていますので、そちらに進めさせていただければと思うのですが、そのほか、募集要項や仕様書など、全般をご覧くださいまして、委員の皆様、いかがでしょうか。委員の皆様に様々にご指摘をいただきましたが、よろしいでしょうか。

では、先にひとまず進めさせていただければと思います。

今回、様々のご意見をいただきました。複数のご指摘がありましたので、その点につきましては事務局にて検討の上、募集要項等に極力反映いただければと考えております。

そうしましたら、続いて非公開部分になりますでしょうか。議題の(3)の一部、非公開部分、それから議題の(4)のところでございます。議題の(4)につきましては、「指定管理者候補者選定方法及び評価基準の決定について」、議題の(3)のところでは、一部非公開部分のところ、33ページ以降だったでしょうか。そこについてでございます。本件については、委員会の決定事項となっておりますので、事務局からの案についてご審議の上、委員会として決定したいと考えております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

非公開部分

○事務局（西図書館館長補佐）

皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

次回ですが、第2回選定委員会の開催につきましては、9月中旬頃を予定しております。内容は、先ほどもお伝えいたしましたが、応募者から提出された事業計画書等の書面審査を予定しております。委員の皆様には、第2回の開催の前、8月中旬から9月上旬の間に申請者の事前書類審査の書類を送付させていただきます。

また、こちら先ほどお伝えしましたが、選定委員の皆様向けに各図書館、中央・東・北図書館の現地見学会、こちらの参加は任意となりますが、予定しておりまして、こちらにつきまして、後ほどメールにて日程調整の連絡をさせていただきますので、メール

が行きましたら、ご回答いただければと思います。

最後に、本日お配りしました資料と事前に郵送しております資料、グレーのファイルですけれども、こちらは一般公開前の資料になりますので、この場で回収させていただきます。机の上に置いたままにしていいただければと思います。

本日、募集要項等でいろいろご意見いただきましたので、この後、修正いたしまして、修正したものを一般公開した後に皆様に送付させていただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、これで第1回船橋市図書館指定管理者選定委員会を閉会といたします。

(午後4時15分散会)

9 資料・特記事項

別添のとおり

10 問い合わせ先

船橋市西図書館

電話：047-431-4385